

教 育 民 生 委 員 協 議 会 記 録

開 会 年 月 日	平成 25 年 12 月 19 日
開 会 時 刻	午後 2 時 25 分
閉 会 時 刻	午後 2 時 39 分
出 席 委 員 名	◎中山裕司 ○世古明 楠木宏彦 鈴木豊司
	吉井詩子 岡田善行 福井輝夫 藤原清史
	西山則夫
	世古口新吾 議長
欠 席 委 員 名	なし
署 名 者	なし
担 当 書 記	中川浩良
協 議 案 件	1 伊勢市合理化事業計画（第二期小俣町地域分）（案）について
	2 消費税法等の改正に伴う対応について （伊勢市病院事業分）（伊勢市認知症対応型共同生活介護事業分）
説 明 員	病院事業管理者 環境生活部長 環境課長 清掃課長
	病院事務部長 病院事務部参事 病院総務課副参事
	病院医療事務課長 健康福祉部長 健康福祉部次長 長寿課長
	障がい福祉課長 情報戦略局長 行政経営課長 情報調査室長
	行政経営課副参事 ほか関係参与

協議結果並びに経過

教育民生委員会終了後、中山委員長協議会を開会し、「伊勢市合理化事業計画（第二期小俣町地域分）（案）について」及び「消費税法等の改正に伴う対応について（伊勢市病院事業分・伊勢市認知症対応型共同生活介護事業分）」を協議しましたが、その概要については次のとおりでした。

開会 午後 2 時25分

◎中山裕司委員長

それでは、ただいまから教育民生委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でございますので、会議は成立をいたしております。

本日、御協議いただきます案件は、「伊勢市合理化事業計画（第 2 期小俣町地域分）（案）について」、及び「消費税法等の改正に伴う対応について」でございます。

これより会議に入ります。

会議の進行につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【伊勢市合理化事業計画（第 2 期小俣町地域分）（案）について】

◎中山裕司委員長

御異議なしと認めます。

そのように取り計らいをさせていただきます、それでは「伊勢市合理化事業計画（第 2 期小俣町地域分）（案）について」を御協議願います。

当局から説明を願うことにいたします。

はい、病院管理者。

●藤本病院事業管理者

本日は、教育民生委員会に引き続き、協議会を開催していただきありがとうございます。

本日、御協議いただきます案件は、伊勢市合理化事業計画（第 2 期小俣町地域分）、並びに消費税法等の改正に伴う対応について、伊勢市病院事業分及び伊勢市認知症対応型共同生活介護事業分の 2 件でございます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課より御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

◎中山裕司委員長

環境課長。

●坂本環境課長

それでは、伊勢市合理化事業計画（第2期小俣町地域分）（案）について、御説明をさせていただきます。

本計画につきましては、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、通称合特法におきまして、廃棄物の適正な処理に資することを目的に、下水道の整備に伴い、経営環境が大きく変化する一般廃棄物処理業について、影響緩和、経営の近代化及び規模の適正化を図るための事業に関する計画を策定することが位置づけられていることに基づき、策定しようとするものでございます。

今回、策定しようとする小俣町地域分につきましては、平成20年度に策定をした第1期計画の計画期間が、平成21年から25年度とありますことから、第2期計画として、平成26年から30年度における合理化事業について、定めるものでございます。

なお、本市における合理化事業計画の策定状況につきましては、旧伊勢市地域分につきましては、第2期計画として平成23年度に、二見町地域分及び御菌町地域分については、それぞれ平成20年、22年度に策定をいたしております。

それでは、計画内容の主要な部分について、御説明をさせていただきます。

御手元の資料1、伊勢市合理化事業計画（第2期小俣町地域分）（案）をごらんいただきたいと思っております。

初めに、1ページの「4下水道整備等の見通し」、「5し尿等の要処理量の見通し」につきまして、5ページの別表3をごらんいただきたいと思っております。

小俣町地域分におけます下水道普及率につきましては、平成24年度末で68.5%でございますけれども、3行目の下水道普及率のとおり、平成30年度末には87.8%となる見通しとなっております。

また、し尿等の要処理量につきましては、平成24年度は、4,928キロリットルであります。最下段のし尿等の要処理量の計のとおり、平成30年度には、3,402キロリットルにまで、減少する見通しとなっております。

次に、「6し尿等の処理体制の水準」、「7し尿等の一般廃棄物収集運搬業等の経営の見通し」につきまして、6ページの別表4をごらんいただきたいと思っております。

5行目の要処理車両台数のとおり、要処理量の減少によりまして、平成30年度には処理に要する体制は1.5台となる見通しとなっております。

次に、「8平成21年度から25年度におけます支援について」でございますけれども、7ページ目の別表5、この別表5の表の中に、第1期計画におけます支援実績を記載しております。

最後に、2ページの「9合理化事業の内容等について」御説明をさせていただきますと思っております。

まず（1）目標についてでございますけれども、下水道の整備の影響により、平成30年度には1.5台分の業務量となる見込みでありますため、適正台数を1.5台とすることを目標といたしております。

次に（2）対象につきましては、3ページの別表1の4業者を対象といたしております。

（3）支援機関につきましては、平成26年度から平成30年度の5年間といたしております。

(4) 支援の方法につきましては、7ページの別表5もあわせてごらんいただきたいと思えます。

黒四角の支援料算定の考え方につきましては、第1期計画における考え方と同じく、下水道整備前の処理量9,839キロリットルを基準処理量として定め、基準処理量から減少量を対象に支援することとし、2,240キロリットルの減少量に対して、代替業務1台分が相当することといたしております。

次に、代替業務の提供につきましては、1番下の表、要処理量等の見込み及び実績に示させていただいてますとおり、第1期計画において提供開始しております資源物回収1台分の業務を引き続き提供しようとするものでございます。

以上、伊勢市合理化事業計画(第2期小俣町地域分)(案)についての御説明とさせていただきます。

御協議のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

◎中山裕司委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして御発言はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎中山裕司委員長

はい、御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

【消費税法等の改正に伴う対応について】

◎中山裕司委員長

次に「消費税法等の改正に伴う対応について」を御協議願います。

当局から説明を願うことといたします。

はい、参事。

●下村病院事務部参事

それでは、消費税法等の改正に伴う対応につきまして、病院事業分の御説明を申し上げます。

資料2の1をごらんください。

まず1点目の消費税及び地方消費税の税率の引き上げにつきましては、平成26年4月1日から8%に、平成27年10月1日からは10%に引き上げ予定がされておりましたが、既に報道等で御承知のように、平成26年4月1日から8%に引き上げられることが決定をいたしました。

次に、「2の税率改正に伴う対応」でございますが、平成26年4月1日からの税率変更に合わせて、消費税及び地方消費税の課税対象である病院収入の使用料手数料につきまして、税率引き上げ分を転嫁することといたします。

次に、価格転嫁の方法でございますが、現状の使用料等の税抜き額に対し、税率8%を

加算いたします。

原則としまして、1円未満は切り捨てといたします。

例外的な取り扱いとしましては、システム変更等に多額の費用を要する経費、もしくは対応できない場合、1円単位の料金設定とすることに著しく利便性が低下する場合には例外といたします。

次に、2ページ目の「4の主な使用料等」をごらんください。

まず、個室差額ベット代であります。特別使用料につきましては、ここに掲載させていただきましたのは、伊勢市内に居住する方の場合でございますが、これまで2,100円から8,100円の間でございましたが、これを2,160円から8,640円とさせていただきます。

次に、初診にかかる保険外併用療養費、これは外来診療で紹介状のない患者さんから初診時にいただくものでございまして、1,050円から1,080円となります。

次の駐車料金につきましては、用件に応じて、無料時間がございますが、また違いますが、一定時間を超えた場合の料金は、現行1時間につき200円となっております。

駐車料金につきましては、料金システムの変更が必要になること、利用者の利便性が著しく低下することを考慮いたしまして、据え置きとさせていただきます。

次の病院使用料から付き添いベット使用料につきましては、入院時に必要とされる方に提供させていただくものですが、税率の8%に応じた額に変更をいたしております。

次に、手数料でございますが、下から2段目の診断書、各証明の文書料、それから1番下の検診・検査費用につきましては、伊勢地区医師会、伊勢地区歯科医師会、三重県産婦人科医会の定める標準の額、もしくは診療報酬の算定方法等に基づく料金といたしまして、税率変更に対応していくことといたしております。

以上が消費税法等の改正に伴う対応でございますが、今後料金変更に必要な条例改正並びに市民の皆様の広報等の準備を行ってまいりますので、よろしくお願いたします。

◎中山裕司委員長

はい、どうもありがとうございます。

はい、どうぞ。

●吉崎長寿課長

続きまして、消費税の引き上げに伴う伊勢市認知症対応型共同生活介護事業小俣グループホーム利用者負担金等の対応につきまして、御説明申し上げます。

資料2の2を御高覧お願いいたします。

「1消費税及び地方税の税率の引き上げ」につきましては、先ほど御説明いたしました病院事業と同様でございます。

次に、「2税率改正に伴う対応」といたしまして、(1)の方針として、平成26年4月1日の税率変更にあわせ、消費税及び地方消費税の課税対象である利用料金等については、これらの税が消費税が最終的な負担者となることが予定されている間接税であることを踏まえ、税率引き上げ分を転嫁することとします。

(2)価格転嫁の方法であります、「1現状の利用料等」に対し、税率の8%分を加算します。食材料費、光熱水費、教養娯楽費の部分であります。

2 といたしまして、原則10円未満は切り捨てといたします。

(3) 改正が必要となる条例でございますが、伊勢市認知症対応型共同生活介護事業の設置等に関する条例を改正する必要が生じてまいります。

資料の裏面を御高覧ください。

「3 利用料」について、金額の変更例を記載しております。改正前、改正後を明示しております。なお、家賃部分は非課税としており、今回改正はございません。

以上、消費税の引き上げに伴う伊勢市認知症対応型共同生活介護事業小俣グループホーム利用者負担金等の対応につきまして、御説明させていただきました。

よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

◎中山裕司委員長

はい、どうもありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎中山裕司委員長

はい、ございませんね。

御発言もないようでありますので、本件についてはこの程度で終わります。

以上で御協議いただきます案件は終わりましたので、これをもちまして協議会を閉会させていただきます。どうも御苦労さまでございました。

閉会 午後 2 時39分